

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年1月25日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

### <質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから1月25日の原子力規制委員会定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。ヤマダさん。

○記者 新潟日報のヤマダです。

よろしく申し上げます。先週ありました審査会合で、東京電力が規制庁に報告した柏崎刈羽原発の3号機の高経年化技術評価の審査書類に2号機の審査書類の内容を流用して記載していたとされる問題についてお伺いします。

東電側は安全性に問題はないとしています。審査書類や審査制度への信頼性そのものを揺るがすものではないかとの指摘もあります。委員長の受け止めと東電に臨む対応をお願いします。

○山中委員長 ご質問は柏崎刈羽原子力発電所の3号炉高経年化技術評価審査申請書のミスについてのお話だと思います。

聞いてるところによりますと、150ヶ所ミスがあつてそのうち131ヶ所が転記ミスであるという報告を受けております。また1ヶ所については計算解析のミスであると。直接、原子力発電所の安全性に関わるような重大なメッセージだとは思っておりませんが、やはりこういう小さなミスが度々起こるようではやはり問題であるということと同時に図面管理ですとか、文書管理、これをきちんとやっていたいただければならない。

東京電力としても一連のこういう様々なトラブルについてどういうふうを考えているのか、あるいは今後の対処をどういうふうにするのかということについては改めて確認したいと思っております。

○記者 ありがとうございます。制度への信頼性についてお伺いしたんですが、それについても余り大きな問題はないというふうにお考えでしょうか。

○山中委員長 今後の審査の中できちんと判断をしていくことになろうかと思っております。

ちゃんとした書類を東電には提出をしていただいて、それに基づいて審査をしていきたいというふうを考えています。

○記者 ありがとうございます。こうした外部に出す情報の扱いに対する意識の低さです

とか、情報の正確さ、ある意味透明性に関する意識というのは重要な問題ではないかと思えます。

昨日、記者会見した東電の第三者委員会からはこの流用問題について今回、一連の核セキュリティに対する様々な不祥事を受けて、東電が行っている自社改革の歪みや弊害ではないかというふうな指摘の声もありました。そうした観点ではいかがでしょうか。

○山中委員長 核物質防護の問題とは別にやはりこういう小さなトラブルではありますけれども、こういうものがたび重なって起こるということは私自身問題視しておりますので、東電とこの辺りをどういうふうに考えるのかということについては確認を取っていききたいというふうに考えております。

○記者 一旦、以上ですありがとうございます。

○司会 そのほかご質問いかがでしょうか。はい、ヨシダさん。

○記者 毎日新聞のヨシダです。よろしくお願いします。

今日の議題2について伺います。今回の内規の改正によって原子力推進省庁とのやり取りをその透明性が確保されていると考えるかというのと、十分だと考えるならその理由、また不十分と考えるならどの点が不十分で、追加でどういった対策が必要なのかとお考えなのかをお願いします。

○山中委員長 今回、ルール改正をするようにというふうに指摘をいたしました。透明性を高めるために原子力の推進官庁とのやり取りについて面談録の概要と資料について公表するようなルールにしてほしいということで指示をいたしました。

ルールはできたと思いますし、透明性は高まるものというふうに考えてはいますけれども、やはり今日の委員会の議論の中でもございましたけれども、組織理念に基づいて、あるいは行動原理に基づいて職員それぞれが行動していくということがまずは基本だと思いますし、規制庁のマネジメント層がきちんとそのマネジメントをしていくということも必須かと思えます。

ルールでそれが全て透明性が完璧になったとは考えておりません。

○記者 そうすると意識改革を進める上で何かしら考えとかはありますでしょうか。お願いします。

○山中委員長 今具体的に何か個別の意識改革ということについてアクションを起こすということは考えておりませんが、これから様々な対話あるいは訓辞の中でそういうことはきちんと促していきたいというふうに思っております。これまでも人材育成に関しての様々な取り組みをしておりますのでこの点については改めて独立性、透明性、行動原理についてはお話をさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 今回メールや電話でのやり取りは対象に含まれなかったと思うんですけども、それで十分だと考えた理由をお願いします。

○山中委員長 ルールとして透明性がこれで高まったというふうには考えております。繰

- り返しになりますけど、やはり個人個人の意識の問題が一番大切かなというふうに思っておりますし、組織理念に基づいた個人個人の振る舞い、独立性透明性というのを大切にしていくということを基本とした振る舞いが一番大事なところかなと考えています。
- 記者 電話でのやり取りとかは特にそこまでは求める必要はないと考えた理由もお願いできます。
- 山中委員長 面談が一番重要なポイントだろうと思いますし、そこで何がやり取りされたかということがわかれば、まずはそれで透明性を高める第一歩になったのではないかなと思っています。電話までは求めないということです。これまで通りです。
- 記者 改めてになるんですけど、今回の件では事務局に規制委から指示が出されるよりも前に事務局による対応の検討が始まって1ヶ月にわたって規制委に報告をしていなかったということもあったと思うんですけども、その辺が問題ないと考えている理由を再度確認したいのでお願いします。
- 山中委員長 少なくとも本件運転期間についての方針について聞き取りをしたということで理解しております。少なくとも10月5日、私が指示を出した以降の面談については、概要あるいは資料について報告はされているというふうに思っております。それまでについてもあの時点で何か報告を求めていけば、こういう今問題にならなかったのかなというふうに思っております。
- 少なくとも方針についての聞き取りを1ヶ月半程度行ったということで、私はそれについては特段の問題はなかったというふうに思っております。
- 記者 担当者とか幹部による対応の検討自体も委員長の指示よりも前にも始まっていたと思うんですけどその辺に関してはどうですか。
- 山中委員長 特段何かそこで決定をされたこともございませんし、最終的に10月5日以降、委員会で様々な議論をして方針が決められたというふうに考えております。少なくとも8月9月の行政庁間でのやり取りというのは何か問題であったというふうには思っておりません。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 そのほかご質問いかがでしょうか。エンドウさん。
- 記者 共同のエンドウです。関連して質問いたします。
- 今の委員長のお話で8月9月の行政庁間とのやり取りは問題なかったというご発言がありました。
- ただ一方で、従前もご質問させていただいたと記憶してはありますが、このときの7回の面談に限って言えば、資料もまだ調整中ということでオープンにされてない状態です。つまり、検証もできない状況の中でこれで一つのルールを作ったということ自体、時期尚早だったように個人的には思うんですが、その点いかがでしょうか。
- 山中委員長 資料についても近々公開をさせていただくつもりにしております。

少なくとも透明性を高める規則をできるだけ早く作るということが、我々にとっても必要であると考えましたので、今日提案を受けて委員の先生方から特段大きな異論もなかったわけでございますので、これでまずは第一歩を進んだかなと。

また資料を見ていただいて、こういうところが足りない、ああいうところが足りないというところが出てきましたら、また検討させていただきたいというふうに思っております。

委員長としては今日の提案で、まずは第一歩を踏み出すことができたかなというふうに思っています。

- 記者 先ほどの質問と重なってしまうんですけども、その上で一番重要なのが、事務方の方もおっしゃっておられましたけども、意識をそれぞれ持つこと。特にマネジメント層がというようなお話もありました。これをできるのは委員会だけなのかなと逆に思うんですけども、具体的な方策で今お考えのことがありましたら、先ほどの訓辞は承知したとこなんですか。お願いいたします。
- 山中委員長 少なくとも推進省庁との面談のやり取りについてはこれで委員が、あるいは委員長が全て目を通すことができるようになりましたので、この点については一歩進歩であるというふうに思いますし、何かそこで問題があれば、当然その職員に指摘することもできますし、当然マネジメント層もそうですし、個々のそれぞれの職員が意識を持つということは基本ですけれども、委員会も直接関与してるんだということを意識しながら業務するということの緊張感は高まったのかなというふうに思います。
- 記者 ありがとうございます。
  
- 司会 ほかにご質問いかがでしょうか。ヨシノさん。
- 記者 テレビ朝日ヨシノです。よろしく申し上げます。今日の改正のポイントを見ると指定職以上のマネジメント層の責務が今後重くなるということになると思うんですけども、逆に言えば、マネジメント層のチェックが足りなかったんじゃないかとも読み取れるんですけども。その辺いかがでしょうか。
- 山中委員長 必ずしもマネジメント層のチェックが足りなかった、あるいは委員会のガバナンスで低かったということではないと思います。少なくともルール上はかなりその責任が厳しくなったというのは確かですし、今後委員会としても職員の業務について目を光らしていくことを求められるようになったというそういう責任の重さを感じておりますけども。これまで何か問題があったというふうには思っておりません。
- 記者 改定されたわけですから、何がしか思うところがあったとは思うんですけども、改定にあたって委員もしくは委員長が何か足らざるところがあったとしたら、それは何なのか教えていただけますか。
- 山中委員長 やはり今まで面談の概要、あるいは資料について公開をされないということでもございましたので、やはり推進官庁とのやり取りについての透明性という意味では、

やはり欠けた部分があったのかなというふうに思っております。

その点については一歩進歩させることができたかなと思うんですけども、やはり最終的には個人個人、あるいは規制庁のマネジメント層の意識の問題というのが極めて重要になってくるかなと思います。委員会としてのそれぞれの委員の責任もより重たくなったというふうに思います。

- 司会 ほかにご質問いかがでしょうか。マサノさん。
- 記者 フリーランスのマサノです。ありがとうございます。続いて今の議題の続きなんですけれども、ちょっと事務的なまず確認なんですけれども、今日の資料のP1に不開示情報ということで、情報公開法第5条第1項各号に掲げる不開示情報と書いていて、その面談の存否自体が不開示情報となる場合もあり得るってあるのですが5条の第1項だと委員会の中で言っていたように意思形成過程は入らないんですけれども。個人情報第1項なんですけど。
- 黒川総務課長 ちょっと今条文を持ってないんですけど、5条が不開示情報のリストで、その各号立てになっていたと思ったんですが、違いますか。そこが違くと全て間違ってたかもしれない。いずれにしても情報公開法上の不開示情報が対象になるということです。
- 記者 第5条は、1項から6項とあって、意思形成過程とかは第5項なんですよ。だからちょっと間違っていると思うんですね。最初に意思形成過程は多分非開示するんだろうなと思いながら見ていたら、5項が抜けているので、偉いなと思ったんですけど。
- 黒川総務課長 今、確認をしまして情報公開法の5条1項の中で、意思形成過程情報も含まれてますので、すみません。そういう意味では、5条1項各号って書いてあるのは確かに間違っていて、5条各号ですね。
- 記者 というか5条は各号ないので
- 黒川総務課長 号があって項がないんです。1項と書いてあるのは間違いで、各号ではなくて。
- 記者 そうですね。はい、分かりました。そうすると今日の資料の別表でおっしゃったように、別表の欄外の注1、情報公開法の不開示情報に該当する情報については非公開とするということになるわけですか。
- 黒川総務課長 はい、それは変わらず、この情報公開法の5条の不開示情報は非公開とするということになります。
- 記者 そうするとP1と別表1で変えないところと齟齬があって、P1だと意思形成過程のみに読めちゃうけれども、元々の別表1の中で例えばテロとか何とか、そういうものも入る。
- 黒川総務課長 それも入りますから不開示情報は当然この中には個人情報のケースもあるでしょうし、テロ対策みたいな安全上の情報もあるでしょうし、意思形成過程情報も

ある。いずれにしても情報公開法上の不開示情報だということです。

- 記者 分かりました。先ほどの出ていた質問に関しての確認なんですけれども、今回、文書のやり取りについては公開するということになったと思うんですけども、電話は何か除外されているかもしれません。文書が恐らくメールでやり取りをすることが多いと思います。それは入るという理解をしましたがよろしいでしょうか。
- 山中委員長 メールでの文書のやり取りも開示請求があれば開示しなければならないと思います。不開示情報以外は。
- 黒川総務課長 ちょっとすいません。確認で、今回の透明性確保方針の中で開示することにはなっていません。メールは。ただメールは当然行政文書なので、開示請求があれば開示対象にはなります。
- 記者 分かりました。要するに開示請求をした人だけに開示はするけれども公表はしないと。
- 黒川総務課長 そういうことです。
- 記者 あと、P8に関してなんですけれども、今のことと関連しますけれども、P8で公文書管理法の文章を引用したところがあると思うんです。公文書管理法は文書の作成と保存と廃棄としっかり管理するよというところがうたわれておまして、野党の修正要求でようやく入った法律で、文言ではあるんですけども。ということは今おっしゃったように、たとえ公表ルールにのっとって開示されないものでも、意思形成過程や事務事業の実質の合理的な後付けや検証に必要なものは残る。残さないといけない、管理するということになると理解しましたが。
- 黒川総務課長 総務課長が代わりにお答えします。そのとおりです。公文書管理法のルールのとおりここに書いてあるような意思形成過程や事務の合理的な後付けや検証に必要なものこれは文書にて残すということになります。
- 記者 一応確認なんですけど、そこから委員長の見解をお尋ねしたいと思います。今のことを踏まえて考えますと、先ほどもちょっと質問が出てたことと重なってしまうんですけども、今回そもそもこのルール変更があった元としては委員長たちが、委員が全く知らないところで経産省と規制庁の職員が、もう皆さんが委員たちが知るはるか前から調整をしてもう結論すら出していた。  
しかもそれが立法府が規制として定めた、運転期間に関するものだったのに、預かり知らぬところで先行してしまったと。  
今回の透明性ルールで、これは多少なりとも変化が起きると思われそうですでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも8月9月に何か行政庁間で調整があったりとか結論が出たというふうには思っておりませんが、少なくとも今回のルール改正を行うことによって10月5日以降私が直接指示をして面談については概要資料を公開しなさいという指示をいたしましたけども、10月5日の時点で過去の文書も公開することができたかなというふうには思ってます。

- 記者 先ほどの確認で分かったように意思形成過程のものは不開示になるわけですね。そうすると、今回のルールができたとしても同じことが起きてしまうと思われるんですが、その点いかがでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも10月5日で開示ができる文書というのが、いわゆるもっと前に行われた会議の時点では開示ができなかった文書でも10月5日の時点で開示ができた文書というのはあったのではないかなというふうに思っています。
- 記者 黒川課長の見解もお聞きしたいのですが何か変わりますでしょうか。
- 黒川総務課長 そこは委員長がおっしゃったことと同じかもしれませんが、今後どのタイミングでどの文書が出せるようになるのか、その判断が大事になってくるんだと思います。今回の高経年化の点について言えば、恐らく意見交換を始めた段階では、不開示。政府としてまだ運転期間延長の議論が始まってなかったので、その準備のためをしたもので不開示になったと思います。
- ただどこかのタイミング、恐らく10月5日というのが一つのポイントだったのかなと思いますけども。そこからその後の面談は公開するというにしましたけど、その時に合わせて過去の分も公開するみたいな、今後同じような事案があったとすれば面談が開始した時点では不開示であってもいつのタイミングでさかのぼって開示できるんだっていうのを考えながらやっていくというふうに変っていくと考えます。
- 記者 念のために聞きますけれども、今回の問題の一つとして昨年10月5日に原子力規制委員会と規制庁の職員が原子力規制委員会において、まるで初めてこの話を聞くかのように経産省からのヒアリングを行ったと。つまり見てる側の傍聴者、国民からすると欺かれた騙された全然前からやってたじゃんという話になっちゃうわけなんですけれども、この辺の後は失われた信頼性、これは今回のルール改正でどう改善できるのでしょうか、それともできないのでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも8月9日について資源エネルギー庁からどういう方針で進めるのか運転期間について考えるのかという、それについては聞き取りをしたということはあるかと思っています。
- 当然、委員はそれについて知らなかったわけですのでそれについては少なくとも面談が行われてどういうその議論がなされたのかということは今後こういう重要な案件については知ることになるかと思っています。用いられた資料についてのそれぞれの時点で国民の皆さんも見るようになるというふうに思います。少なくとも、透明性が一段高まったということに私はなるかと思っています。
- 記者 確認ですが、もしこのルールが10月5日にさかのぼってあったとすれば、仮定の話で恐縮ですが、あったとしたら10月5日の時点で規制庁職員から、いや実は8月からもうこんな議論してまして、電気事業法の方に原子炉等規制法にかかった運転期間を移す相談がもう出来ましたという報告から始まるという理解でよろしいのでしょうか。
- 黒川総務課長 ちょっとまずご説明します。恐らくそういう説明にならなかった。要は

その時点では、そこまで何をしていたかというところの方でこのような検討が行われていたのは聞いてはいたけれども、我々の中でもどのようにするのかというところは聞いてはいたけれども、こちらはこういうふうにするつもりですと向こうに伝えてもいないですし、お互いこういうふうにしましょうねという合意も特にしていませんので、聞いてたという話はしたかもしれませんが、特にここまで進んでますみたいな話は一切なかったであろうと考えます。

○記者 一旦、はい、終わりますありがとうございます。

○司会 ほかにご質問いかがでしょうか。キリュウさん。

○記者 河北新報社のキリュウと申します。話はちょっと変わりますが日本原燃の再処理工場の関係で伺いたいですけれども。

今週月曜日に設工認の2回目の審査が始まりました。その初回の会合で審査書にかなり多数のミスがあると文字とかの間違いであったりとか、ページが抜け落ちていたりとか、単純なミスがあったということで、1回目の設工認のときも同じようなことがあったと思うんです。委員長の受け止め、まずお願いできますでしょうか。

○山中委員長 まず第2回の設工認の最初の審査会合ということだったのが一つの原因だろうと思うんです。非常に2回でまとめて出すということで物量も大きく変化をしてそういうことも原因にしたんだろうと思います。こういうことを度々あってははいけませんので、ぜひその辺は改善をしてほしいなというふうに思っています。これはもう第1回の設工認の段階から日本原燃には指示をしていたところなんです。同じようなことがまた起きたということでもうこういうことはないようにしていただきたいというふうに考えております。

○記者 なぜこういうことが原燃で毎回起きるのかという会社の体質なのか完工時期という目標を示しているのに年末にどうしても間に合わせたかったというのか。その原因はどの辺りにあるとお考えですか。

○山中委員長 発電所と違って再処理工場というのはもう本当にここ一つの工場でありまして非常に施設の物量あるいは建屋の物量というのが非常に多いので、そういったことがミスを誘発しているのではないかというふうに想像はいたしますけれども、審査に関わる文書ですのでそういうことはあってははいけないと思いますのでぜひともこれは修正をしていただきたいと。

○記者 最後にします。12月に提出された段階でかなりミスが見つかっていて受理しないということもできたのかなと思うんですけれども。その辺り受理したっていうのはそのあたりの判断っていうのはいかがだったのでしょうか。

○山中委員長 これは委員、あるいは現場のご判断だろうと思いますが、審査会合を開いて公開の場で指摘をして注意をするということが必要であるというふうに考えられたんだろうと思います。

○司会 ほかにご質問いかがでしょうか。イワイさん

○記者 日経新聞のイワイです。議題2の方に戻るんですけども。

不開示情報に関してお伺いします。委員会の事務方の説明では情報公開は大切だけれども、不開示情報まで公開すると必要な情報が得られにくくなると。そのバランスを的確に意思決定することが重要であると。それで指定職以上の意思決定の役割が重要であるというお話がありましたこれについて委員長はどういったお考えですか。

○山中委員長 安全規制の基本というのは独立性、透明性の確保ということでございますので、今日ルールを改正して、一步その透明性は高まったかなというふうには考えておりますけれども、やはり安全規制の業務を遂行していく上で様々な情報交換というのは必要な業務であろうと思います。そこは本当にルールプラス職員個人個人の行動原理に基づく倫理感であったりとか、あるいは組織理念に基づくマネジメント層のマネジメントの問題であろうというふうに思ってます。そこはルールはできましたけれどもそれを本当に実効性のあるものにしていくにはまだ少しそういうところが必要になってくるかなというふうに思ってます。

○記者 仮にその情報が入りにくくなることがあっても透明性中立性を維持していくために徹底的に情報公開するというルールを決めるということもできたと思うのですけれども、そうならなかった理由についてもお伺いできますか。

○山中委員長 やはり安全規制を行っていく上で、様々な情報交換をするということは大切なことだと思います。行動原理の中で、「孤立と独善を戒める」という項目もございますので、これは透明性、独立性と同時に、やはりそういうこともしながら、安全規制を確かなものにしていくということが我々の務めだと思いますので、それは本当に非常に難しいバランスの取りようかなというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。タシマさん

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願ひいたします。

新潟日報さんが柏崎刈羽原発の審査書類のミスについてお尋ねになりました。私もその件でお尋ねします。

今現在、まだ追加検査が行われている中だとは思いますが、先ほど委員長の発言に、「小さなミスをしないことが重要」ということでしたが、その追加検査がされている中で、こういった、直接原子炉の安全性に関わらないものではあるということでしたが、こういったことが起きたことに対しての受け止めを改めてお願ひいたします。

○山中委員長 核物質防護の問題とは別途の問題だろうとは思いますが、やはり社としての、体制として、やはりこういう小さなトラブルは、引き続き何度も起こるといのは、私は好ましいことではないというふうに思いますので、東京電力にはそういう、私の考えは伝えたいというふうに思いますし、機会があればそういう意見交換をしたい

と思っています。

- 記者 今週の土曜日に視察に行かれますが、その場で、例えばお伝えされたりということも、今考えているということでしょうか。
- 山中委員長 意見交換の場も設定されるというふうに聞いていますので、もちろん中心は核物質防護の視察の結果についての意見交換を中心にさせていただきますけれども、やはりこういうトラブルが起きないようなきちんとした体制、あるいは取組をしてほしいという指示はさせていただきたいというふうに思いますし、東京電力自身がどういうふうに考えているのかということについても聞き取りたいというふうに考えています。
- 記者 例えば今回の案件ですが、先週ノートパソコンからの出火という、小さなミスというふうに先週の会見でもおっしゃってございましたけれども、こういったことが積み重なることで是正措置命令の解除の判断にも影響したりするのでしょうか。委員長はどのようにお考えでしょうか。
- 山中委員長 核物質防護の追加検査についての判断と一連のトラブルの発生というのは、私自身はまずは切り離しては考えていきたいと思っておりますけれども、やはり東電がどういうふうに考えていくのか、あるいはどういうふうに対処していくのかということについても、きちんと意見交換の中で聞き取りはしていきたいというふうに思っています。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ヤマダさん、マサノさん少しお待ちください。マスイさん。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしくお願いします。

今回のルール改正は、昨年7から9月に規制庁とエネ庁の職員が非公開で運転期間見直しについて意見交換、少なくとも7回面談をしていたことに端を発すると思うのですが、黒川課長に聞いたら7、8月の段階では公表前の政策意思決定だったから公表はできなかっただろうというふうに言われていて、今後、不開示情報を公開するかどうかは、マネジメント層が判断するということだったと思うのですが、このマネジメント層に規制委員会の委員とか委員長が入ってくるかどうか、どのようにお考えなのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、今日、そのマネジメント層というふうな答えをされたのは、規制庁のマネジメント層の判断で不開示、開示というのを時期に応じて考えていくことだろうと思います。

少なくとも、委員会は委員それぞれの面談が行われたかどうか、あるいはその面談の概要はどうかということはきちんと見ることができますので、そこで判断をしていきたいというふうに思っています。何らかの指示を出せると思います。

○記者 その内容によっては面談をしたかどうかの開示をしないということで、結局規制庁しか分からない話が出てくると思うのですが、それでも、いずれ分かるからいいと

ということなのでしょう。

- 山中委員長 少なくとも、面談が行われたということ自身は分かりますし、なぜそういう面談が行われたのかということは少なくとも、それが行われたということが分かれば、問いただすことはできるかと思しますので、委員会としての責任に応じて何か規制庁とやり取りをするということは可能だと思います。
- 記者 それと、原子炉等規制法の改正案のパブコメが終わったと思うのですが、電気事業法の改正案などと束ね法案にして2月に贈呈されるというふうな流れになっていると思うのですが、この内容自体がエネ庁と規制庁の内部資料に書いていたとおりのものですが、その過程は委員長は「透明性には問題があったけど、独立性には問題なかった」と言われていましたけど、結果的にエネ庁が考えているとおりに物事が進んでいるのですが、それでも独立性は問題なかったとお考えなのでしょうか。
- 山中委員長 それはあくまで結果論の話でございます。少なくとも、8月、9月の面談が何か委員会の意思決定に影響を及ぼしたとは考えておりませんし、委員会は独自でその意思決定をしておりますので、特段問題があったとは思っていません。
- 記者 同じ行政組織とはいえ、その束ね法案ではなくて、炉規法だけ別途出すということもできたと思うのですが、束ね法案にする理由とかメリットってどこにあるのでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも原子炉等規制法と電気事業法、これセットでないと運転期間等を高経年化した原子炉の安全規制、両方担保するということはできませんので、これはもう同時に法律として束ねて検討いただくという、そういう形をとりました。特段、これには問題があったとは思いません。
- 記者 はい。次、最後ですけど、全然内容変わるので、先日、田中委員が福井県敦賀市のふげんともんじゅの廃止措置現場に実際見に行かれました。その委員長がその田中委員からこういうふうな成果があった、こういう課題があったみたいなそういう、何かあったら教えてください。
- 山中委員長 私自身、ふげん、もんじゅの廃止措置について委員時代は担当させていただいておりましたので、田中委員からその視察の結果についても、簡単なコメントですけど受けております。

少なくとももんじゅにつきましては、第1期の廃止措置、順調に燃料の取り出しが終わって、第2期のいわゆる構造体の取り出しとナトリウムの抜き取り作業というのが開始されようとしておりますけれども、その計画がどの程度順調に進むかということについて、現場で田中委員自身が御覧になったという報告を受けております。特段大きな問題があるというふうには、田中委員も認識はされておりました。

また、ふげんについてはその燃料体の取り出しは既に終わっておると思っておりますけれども、構造物の取り出し等の今後の作業の過程について新しい取組について考えているという、そういう報告をふげんについては受けております。

- 記者 新しい取組とは何なのでしょう。
- 山中委員長 詳細は私も把握はしていませんけれども、原子炉の上に遮へい体のプールを新しく設置するという、そういうことだというふうに理解しています。
- 記者 分かりました。ありがとうございました。
- 司会 ほかに、1回目の御質問の方よろしいでしょうか。ではササキさん。
- 記者 朝日新聞のササキと申します。よろしくお願ひいたします。
- 私も議題2の関係でお伺ひしたいのですけれども、不開示情報に当たる情報をどのタイミングで公表するかどうかというのは、あくまで規制庁幹部のガバナンスというお答えだったかと思ひます。
- これ、ガバナンスという観点からすると、その時点で規制委員長であったり規制委に報告が行って、委員会としていつ公表するかというのを判断するというやり方のほうが、その方があるべき姿なのかなとは思ひますけれども、いかがでしょうか。
- 山中委員長 その辺り、規制庁のマネジメント層に決定を、完全に委ねたわけではございませんし、資料については我々も、少なくとも議事概要、あるいはどういう、その面談が行われたかということについては把握ができるような、今回ルールにしておりますので委員会から改めてそういう開示について指示をするということも可能な状態になったかというふうには考えています。
- 記者 ただ、あくまで不開示情報が含まれるものについては面談をしたということ自身もすぐには開示できない場合もあるということで、その場合だと、実際面談をしていても委員会に報告がないということになるのかなと思ひますが、それでも問題はないということ、問題はないというか、今後は委員会に報告をすべきというふうにはお考えにはならないのですか。
- 黒川総務課長 すみません。まず事務方から事実関係を補足した後で、委員長、お答えいただければと思ひます。
- 今おっしゃったような、行ったこと自体を言えないというパターンは非常に限定的だと思ひています。今回、高経年化の件は一つ、その例だと思ひますけれども、非常に限定的な場合になると思われまますので、割と大事な意思決定なので、そのある程度の話は委員まで届く、このルール上は別に公開されないのを見えないですけども、それはおのずと届くような形にはなってくると思ひます。
- だから、それは既によくある話ではなくて、すごく限定的な重要事案に恐らく限られて、そういうものであれば程々のところで委員長にも報告が上がっているという前提がスタートラインかと思ひます。
- 記者 その、重要情報だからこそ委員長に報告すべきということで、ただ今回の運転期間延長については委員長に報告はなかったということなのでお伺ひしているのですけれども、委員長いかがでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、今回のルールで、10月5日の時点で過去の情報というのは一定程度公開ができたというふうには考えております。なので、今回何か事前に調整があったとか、あるいは資源エネルギー庁の言うがままに我々が動いているというような誤解をされるようなそういうことはなかったかと思えますし、そういう意味で一旦今回のルールができた後には一段その透明性が上がるというふうには考えております。

少なくとも、委員がそういう、どういう面談が行われていたかという、その事実は知ることができるかと思えますので、一旦その一段その透明性が上がる、そういう段階になったかなというふうに思っています。

ただ、それに至らないところでもし後日出てくれば、また改正をしていきたいというふうに思っております。

○記者 分かりました。最後にしますが、一段透明性は上がるというのは理解できたのですが、一方で現時点でどのタイミングで公表するかどうかを委員として判断するのではなくて、その規制庁幹部に判断を任せるほうが良いというふうに考える理由というのは何でしょうか。

○山中委員長 先ほどの御質問にもございましたけど、やはり委員会、独立性、透明性というのは非常に大切かと思えますけど、それは何のためのものかと言いますと、やはり安全規制を着実に遂行していくためのものがございますので、その業務の支障が出るようなそういうルールにはしてはいけません。つまり、そのルールと個人個人、あるいは職員全体の組織理念に対する意識ですとか、あるいは行動原理に対する考え方というもののバランスであろうというふうに思っておりますので、まずは一段透明性を上げたルールを作ったということで、プラス個人の取組、あるいはマネジメント層の取組と併せて考えていきたいというふうに思っています。

また、そこに不具合が出てくれば、もう一段何か新たなルールを作る必要があろうかと思えますけれど、まずはこのルールでトライをしてみたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ヤマダさんとマサノさんで終わりにしたいと思いますけれども、ヤマダさんお願いします。

○記者 新潟日報のヤマダです。繰り返して失礼いたします。

KK（柏崎刈羽原子力発電所）3号炉の高経年化の評価書類の引き写し問題についてもう少し教えてください。

記載ミスという認識だというふうなことですけれども、あの審査会合での東電側の説明によると、これは書類を作った協力会社のほうが、本来あるべき3号炉の情報ではないということも分かっている、東電側にもちゃんと判断を仰いで、東電もしっかり了解して、了承して、分かって違う内容を記載してそれでいいと、問題ないと判断して注釈もなく規制庁に提出していた問題だというふうに理解しています。

見方によっては、積極的な虚偽記載なのではないかと思えますし、率直に委員長の目から見て、まさに法改正も含むこの原発の運転延長の制度の議論がなされている最中で、しかもこれだけ地域への信頼回復が課題とされている電気事業者の姿勢としてこういうことをすることをどう思うか、何でこういうことになるのかという点をもう少しお願いしたいのですけれども。

○山中委員長 東京電力とその請負会社あるいは協力会社との関係ということももちろんあるかと思えますけど、最終的にその審査に関わる書類を出すのは、東京電力の責任において出していただかなければならないことですし、これは東京電力の重大なミスであるというふうに思っております。

ここについては、しっかりと東京電力は受け止めていただきたい。土曜日の視察の中でもその点についてはきちんと指摘をしたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

また、この問題を委員会の定例会合で取り上げる、議論される予定などはあるのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも高経年化技術評価のその審査が始まった段階での出来事でございますし、直接原子炉の安全性に関わる重大な問題であるとは考えておりませんが、今後の東京電力の姿勢次第で、委員会の議題に取り上げる可能性もあるかと思えます。

○記者 ありがとうございます。最後にします。

今回、この書類の記載ミスについて規制庁の側も東電から報告を受けるまで間違いになかなか気づけなかったということでした。これについての受け止めもお願いします。

○山中委員長 150ヶ所のミスのうち、かなりの多くの部分が非常に細かな図面、部位に関する情報であったために、規制庁自身が気づくのが遅れたというのは事実でございます。その点については、これはやむを得ないところもあったかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい、ではマサノさんお願いします。

○記者 フリーランス、マサノです。

もう一度、議題2のほうなのですけれども、委員長は今回の透明化ルールで、一段上がったとか、可能に、見ることが、目を通すことができるようになったとおっしゃっていますが、できるようになったと読めないのですけど、どこを読むとそういうふうには読めますでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、原子力の推進に関わる官庁との面談について、議事録の概要と資料を公開するというのは今までなかったことでございますし、これについては一歩進んだ透明性の向上であろうというふうに思っております。その部分については一段透明性が上がったというふうには考えております。

○記者 なるほど、分かりました。

ただ、書き込んだものがやはり意思形成過程についてはマネジメントが決めるということで、トップである片山長官が本日、あの最後のほうに「ジェネラルなルールは作りようがないので一つ一つ個別に判断していくべきだ」とおっしゃったのですよね。委員の皆さんたち、ちょっと絶句していたような、むっとしていたような気がしたのですけれども、要するに、もう作りましたと言っている最中で、意思形成過程はやはりいつ開示するのかという判断はあろうかと思うと言っていて、要するに判断によっては、もうやはり今回と同じようなタイミングになってしまう可能性があると思うのです。そうすると、もう本当にあの、骨抜きというか書き込んだはいいが、もう骨が抜いてあるというふうに読めてしまうのですが、それに対して規制委員たちが言いなりになってしまっているように思うのですが、いかがでしょうか。

○黒川総務課長 ちょっとまず、事実関係を総務課長の方から説明します。

まず、そもそも意思形成過程であるからといって、全て不開示になるわけではありません。情報公開法に書いてあるように、意思形成過程であって、かつ公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれる、あるいは不当に国民の間に混乱を生じさせるという二つの掛け算で規定をされています。なので、それに当たるのは非常に限定的であろうと考えています。なので、基本的にはそういう限定的な話は普通に意思形成過程の途中のものであっても意見交換をすれば、議事概要を作って載せる。それがほとんどのもの、原則になるはずです。

その上で、ただそのごく例外的な今回の高経年化のようなものについては、そういうものは残ります。長官はそういう限定的な特殊なものについては、あらかじめルールを作ろうとしても、それは難しいですと、ほとんどのものはルールどおり、ルールどおりというか、その場で作って出せるけれども、そうでないのは例外的にある。その例外的なものにまでジェネラルは難しいというふうにおっしゃったというふうに思います。

○記者 そうすると、先ほど別の記者の方もおっしゃっていましたが、今回、法改正という非常に重要な意思形成過程なわけで、まさにここがどうなるのかということが、今回ルールを作った意味だと思うのです。委員長はそこもやはり長官任せでよろしいのでしょうか。

○山中委員長 決して長官任せにしているつもりはございませんし、その一端、透明性に対する強度が上がったルールに基づいて職員それぞれが緊張感を持って独立性、透明性を担保しつつ業務にあたってほしいというのが今回のルール改正の趣旨でございます。

少なくとも推進官庁、原子力を推進する官庁との面談については、原則その議事概要資料を公開するという、そういうルールは基本でございますので、例外的に、課長が答えたように、極めて少ない例でそういうことがあるかも知りませんが、基本的に公開をしていただくというのが原則でございますので、そういうルールができたとい

う緊張感の中で職員に仕事をしていってほしいというふうに考えています。

○記者 ちょっと質問の角度を変えさせていただきます。

現在、先ほど委員長がおっしゃった、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要について、事業者と意見交換をやっていると思うのですが、12月26日と1月11日と2回あった中で、杉山委員が一定の期間、その経過措置の話ばかりしていて、安全性とは全然関係がない、余りハッピーではないというような発言されておりました。それに対して、金城課長がこの中身は別途新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合の方で議論するとおっしゃって引き取ってしまったのですね。

本来、さっきちょっと電気事業法に運転期間がいつてしまうことによって高経年化の評価については、原子力規制委員会がしっかりやるのだということはおっしゃっていましたが、その中身の議論は実はまだ全然やっていないと思うのです。そこも、金城課長によれば事業者との会合で議論していきますと言って、また何か原子力規制委員会をお飾りにして、自分たち規制庁職員と事業者で決めようとしている、高経年化の評価についても決めようとしていると、これすごく心配なのですが、どうでしょうか。

○山中委員長 まず、高経年化した原子炉の安全規制に関する大枠の議論を、今しているところでございまして、その大枠について事業者に対してその意見を聞いた。特に異論がなかったというところで今回、2回のその意見交換が終わったというふうには聞いております。

今後、委員会で様々な高経年化に対する、どういう申請内容にしてもらうのか、あるいは検査内容にするのかということについては議論をしていくことになるかと思えますので、この点については、きちんと今後議論をしていきたいというふうに考えています。

○記者 念のために1回目の委員会では、大枠について異論はない。ただし、一定の期間という経過措置についてはもう少し議論させてほしいということで2回目の1月11日があって、今度は経過措置の話ばかりになってしまったところで、杉山委員が安全規制の話は全然ないねということをやられて、別の会合で引き取りますと言ったので、原子力規制委員会に上げてそこは議論しますという話にはならなかったのです。

○山中委員長 それはちょっと誤解だと思います。高経年化に対するそういう技術的な議論というのはまだ委員会でほとんどされておきませんので、それについては委員会できちんと議論をしていくということになるかと思います。

当然、事業者との意見交換もやりますけれども、当然技術的な中身については委員会できちんと議論をしていきます。

○記者 そのように期待したいところです。

すみません、最後の質問なのですが、今日の議題4で、福島第1原発の事故分析の中間取りまとめの話の中で原子炉のシールドプラグに関して、自重でゆがんだという話が出てきたと思うのですが、そうしますとこれ、老朽化なのか、事故の影響では

ないみたいなことも言っていたような気がするのですが、老朽化にせよ何にせよ、これ製造者、そのシールドプラグを作った製造メーカーは誰かということも重要なことになってくるのではないかと思ったのですが、委員長は、これはなぜ自重でゆがんだのではないかということについて、どう今思われているかということが一つと、もう一つ、すみません、原発事故が起きて責任を負うのは第一義的に東電だけだったのですけれども、例えば東芝とか、個々の部品を作っている製造者についても責任を持たせる、PL法みたいなものを、製造者責任法をかけていくべきではないかというふうな今日の議題4を聞いていて思ったのですが、いかがでしょうか。ごめんなさい、二つで。

- 山中委員長 シールドプラグのゆがみについての一番大きな関心というのは、そのセシウムの沈着というのが一体どういうパスで起こるのか。本当にシールドプラグに隙間が空くのかどうかということに着眼して調べたところとして、自重でもある程度シールドプラグを設置した段階で、弾性的にゆがむパスができるという、それを確認したというところでございます。

それは一つ目のお答えで、確かに自重でゆがんで、そこにセシウムが入っていくパスができるという、そういうことを確認したというところでございます。

それから二つ目の、やはり安全の第一義の責任は事業者にありますので、東京電力なりが製造されたものを使う以上、責任を負うべきであろうというふうに考えています。

何か製造者責任まで今、今何か考えなければならぬような事象というのが発生したとは考えておりません。

- 記者 ごめんなさい、先ほどのお答えいただいたことで一つ、もう一つだけ思い出してしまいましたが、そのセシウムの沈着についてということで今日の分析があったということなのですけれども、最近あたかもセシウムしか汚染物質がないような議論があたりこちであるのですけれども、ストロンチウム90とかも実際には放出されているはずで、そういったほかの放射性物質核種についてはなぜ事故分析の中に入ってこないのでしょうか。

- 山中委員長 今回、読んでいただきますとほかのものについても調べているというのは御理解いただけるかと思えますし、今後それについて新たな調査分析の結果というのを報告することができるかなど。内容的には、今回の報告書の中に入っておりますので、読んでいただければいいかと思えます。

クローズアップして、セシウムの移動のお話ですとか幾つか、三つぐらいテーマとして挙げておりますけれども、そのほかのストロンチウムですとかモリブデンですとか他のFP（核分裂生成物）についての挙動についても調べているところでございますし、その分析についてはまた次年度以降を報告することができるかなというふうに考えています。

- 記者 以上です。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

以上